

松山市地域包括支援センター運營業務委託(債務負担行為)仕様書

第1 目的

本仕様書は、介護保険法(以下「法」という。)第115条の46の規定に基づき、地域包括支援センター(以下「センター」という。)において実施する事業に必要な事項を定める。

第2 履行期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間とする。

第3 履行場所

市長の指示する場所

第4 事業内容

センターの事業は次のとおりとする。各事業に関しては、松山市地域包括支援センター運営方針、地域包括支援センター業務マニュアル(厚生労働省老健局作成)や地域包括支援センター運営マニュアル(一般財団法人 長寿社会開発センター発行)、社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針(平成29年12月12日厚生労働省告示第355号)及び松山市が作成する各事業マニュアルの関係事項を踏まえ、適切に実施する。

1 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)

(1) 総合相談支援事業(法第115条の45第2項第1号)

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、関係機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うこと。

ア ネットワークの構築

(ア) 地域の社会資源の把握

- ・サービス提供機関や専門相談機関、また、地域のインフォーマルな資源のマップやリスト等による情報管理

(イ) 地域におけるネットワークの構築

- ・適切な支援につなげるため、保健、医療、福祉サービス等とのネットワークの構築
- ・認知症高齢者支援ネットワーク(認知症高齢者SOSネットワーク事業等)の構築と推進
- ・地区の自治会、民生委員・児童委員、住民主体の活動主催者(高齢クラブやふれあい・いきいきサロン等)の会議及び行事等への積極的な出席や、出張相談窓口等を通じた地域住民との関係構築と推進

イ 実態把握業務

(ア) ネットワークを活用した地域活動への積極的な参加等による情報収集

(イ) 高齢者世帯への戸別訪問や、家族、近隣住民からの情報収集

ウ 総合相談支援

(ア) 初期段階での相談対応

- ・電話、来所、訪問等による保健、医療、福祉に関する各種相談に対する的確な情報把握
- ・適切なサービス又は制度に関する情報提供や関係機関の紹介等

(イ) 継続的・専門的な相談支援

- ・専門的、継続的な関与又は緊急の対応が必要と判断した場合には、個別支援計画を策定
- ・サービス提供機関や専門相談機関へのつなぎ
- ・継続支援のための定期的な情報収集(訪問、福祉電話等)

(ウ) 家族を介護する者に対する相談支援

- ・介護教室と一体的に実施

(エ) 地域共生社会の観点に立った重層的な支援

- ・複合化、複雑化した課題を抱える個人等に対する支援等を行うため、他の専門相談機関と連携し、必要に応じた相談者等が抱える地域生活課題全体の把握や支援

エ その他、総合相談支援事業に必要な業務

(2) 権利擁護事業(法第115条の45第2項第2号)

地域の住民や民生委員・児童委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から高齢者の権利擁護のため必要な支援を行うこと。

- ア 成年後見制度の活用促進
 - (ア) 成年後見制度の普及啓発及び関係機関との連携
 - ・成年後見制度を幅広く普及させるための広報等
 - (イ) 成年後見制度の利用支援
 - ・成年後見制度の説明や申立てにあたっての関係機関の紹介等
 - (ウ) 市長申立てに関する担当部局との連携
- イ 老人福祉施設等への措置の支援
 - (ア) 老人福祉法上の措置を行う必要がある場合の松山市との連携
 - (イ) 老人福祉法上の措置が行われた後の高齢者の状況把握
- ウ 高齢者虐待への対応及び養護者支援
 - (ア) 養護者による高齢者虐待の防止のため啓発活動を行うとともに、高齢者及び養護者に対する相談、助言を行うこと
 - (イ) 養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずること
 - (ウ) 養護者による高齢者虐待に係る通報等を受けた場合は、松山市と連携し、必要な対応を行うこと
 - (エ) 養護者による高齢者虐待に係る通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに当該高齢者の安全の確認、通報又は届出に係る事実確認のための措置を講ずるとともに、松山市及び関係機関と対応について協議を行うこと
 - (オ) 養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じるおそれがあると松山市が認めるときは、松山市と連携を図り、協力すること
 - (カ) 介護施設従事者等による高齢者虐待への対応
 - (キ) 高齢者虐待防止ネットワークの構築
- エ 困難事例への対応
 - (ア) 困難事例の実態把握と対応策の検討、支援
- オ 消費者被害の防止
 - (ア) 各専門職(団体)及び関係機関との連携強化による消費者被害情報の把握
 - (イ) 地域の民生委員・児童委員、介護支援専門員、訪問介護員等への消費者被害の情報提供
 - (ウ) 消費者被害に遭っている事例を把握した場合の松山市や関係機関との連携
- カ その他、権利擁護事業に必要な業務

- (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業(法第 115 条の 45 第 2 項第 3 号)
高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携等、地域において、多職種相互の協働等により連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していく包括的・継続的ケアマネジメントが重要であり、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行うこと。

ア 包括的・継続的なケア体制の構築

(ア) 医療機関を含めた関係機関との連携体制構築への取組み

(イ) インフォーマルな資源の活用に向けた地域との連携、協力体制の構築

イ 地域における介護支援専門員のネットワークの構築と活用

(ア) 介護支援専門員相互の情報交換等によるネットワークの構築

(イ) 介護支援専門員のネットワークの活用

ウ 日常的個別指導・相談及び支援困難事例等への指導・助言

(ア) 専門的な見地からの個別指導・相談への対応

・介護支援専門員に対する相談窓口の設置やサービス担当者会議の開催支援等

・ケアプラン作成指導等を通じた介護支援専門員のケアマネジメントの指導

(イ) 地域の介護支援専門員の資質向上のための取組み

・事例検討会や研修会の実施

・制度や施策等に関する情報提供等

エ その他、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業に必要な業務

- (4) 第一号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く。)(法 115 条の 45 第 1 項第 1 号ニ)

介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、対象者自らのその選択に基づき、第 1 号訪問事業、第 1 号通所事業等その他の適切な事業が包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行うこと。

ア 介護予防ケアマネジメント事業

介護予防ケアマネジメントは、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成 18 年厚生労働省令第 37 号)の「第 4 章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」及び「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント(第 1 号介護予防支援事業)の実施及び介

護予防手帳の活用について」(平成 27 年 6 月 5 日厚生労働省老健局振興課長通知)等を参照の上、実施すること。

なお、本事業における介護予防ケアマネジメント費については、別途、支払われるものとする。

(5) その他

ア 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築(法第 115 条の 46 第 7 項)

包括的支援事業を効果的に実施するためには、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会資源が有機的に連携することができるよう、多職種協働による「地域包括支援ネットワーク」の構築に努めること。

- ・地域行事への参加等、多様な機会を利用した地域とのネットワークの構築
- ・生活支援体制整備事業において設置されている「協議体」への積極的な参加

イ 地域ケア会議の実施(法第 115 条の 48)

「松山市地域ケア会議開催指針」に基づき、実施すること。

2 第一号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものに限る)(法 115 条の 45 第 1 項第 1 号ニ)

介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて対象者自らのその選択に基づき、第 1 号訪問事業、第 1 号通所事業等その他の適切な事業が包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行うこと。

また、センターの設置者は、本事業の一部について、法第 115 条の 47 第 5 項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業所に委託することができ、その場合には適正に行うものとする。なお、本事業における、介護予防ケアマネジメント費については、別途、支払われるものとする。

3 指定介護予防支援事業

居宅要支援被保険者が、介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連携調整などを行うこと。

受託法人は、法第 115 条の 22 の規定に基づき、介護予防支援事業者の指定を受けて実施し、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に

係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年厚生労働省令第37号)を遵守するものとする。

なお、本事業及び「第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものに限る)」と「第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)」は、共通の考え方にに基づき、一体的に実施すること。

4 包括的支援事業(社会保障充実分)

包括的支援事業(社会保障充実分)の以下の事業において、これらの事業主体と緊密に連携・調整できる体制を確保すること。

- (1) 在宅医療・介護連携推進事業(法第115条の45第2項第4号)
- (2) 生活支援体制整備事業(法第115条の45第2項第5号)
- (3) 認知症総合支援事業(法第115条の45第2項第6号)

5 その他

- (1) アウトリーチの充実

松山市の包括的な支援体制の構築・維持のため、他機関と連携しながら、複雑化・複合化した支援ニーズに対するアウトリーチに取り組むこと。

- (2) 介護教室の開催

介護を必要とする方の状態の維持・改善を目的とした適切な介護知識及び技術の習得や、外部サービスの適切な利用方法の習得等を内容とした教室を開催すること。なお、参加費は無料とする。

- (3) 介護予防、健康の維持・増進に向けた取組み

高齢者自身が地域において自立した日常生活を送ることができるよう、高齢者一人一人が自らの健康増進や介護予防についての意識を持つための取組みを支援すること。

- (4) 住宅改修に係る理由書の作成及び申請支援

居宅介護支援又は介護予防支援の提供を受けておらず、介護サービスの住宅改修のみを利用しようとする被保険者を支援すること。なお、本業務における住宅改修支援費については、別途、支払われるものとする。

- ・住宅改修が必要な理由書の作成
- ・住宅改修に係る申請等に必要な支援

- (5) 会議等への出席等

地域包括支援センター運営協議会にセンター職員が出席し、運営状況の報告や説明等を行うこと。また、各種会議等に必要に応じて出席し、協力すること。

- (6) 認知症サポーター養成講座への協力
松山市が実施する「認知症サポーター養成講座」に協力すること。
- (7) 運営推進会議への出席協力
地域密着型サービス事業所が開催する「運営推進会議」に出席し、必要な助言、情報提供等を行うこと。
- (8) その他の業務
 - ア 松山市及びセンター相互の連携に関する業務
 - イ 愛媛県及び松山市が開催する研修等への参加
 - ウ 適正な記録管理に関する業務
 - エ その他、センターを適正に運営するために必要な業務

第5 業務日及び業務時間

業務日及び業務時間は、次のとおりとする。ただし、下記以外の曜日、時間においても、センター職員は電話等により連絡が可能な体制を確保すること。

1 業務日

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く、月曜日から金曜日までとする。

2 業務時間

8時30分から17時15分までとする。

- ア 業務時間には、執務準備・執務整理時間を含まないものとする。
- イ 開設時間内は、1人以上の従事者が事務所内に残り、相談業務等に対応できるよう努めること。

第6 担当圏域

- 1 本業務を実施する圏域は「別紙1」のとおりとする。
- 2 センターは、各地区との連携を重視し、積極的に地域づくりに関わっていく体制を構築すること。

特に、4地区以上を担当するセンターの中でも圏域No.13(北条)は広大な地区を担当することから、これまで以上に中学校区などの地域性を重視し、適切かつ効率的な支援が提供できるよう、受託期間内に体制強化を図ること。

第7 施設の設置場所

受託法人は、センターを次に掲げる要件を満たす場所へ設置すること。

- 1 センター及びサブセンターは、「別紙1」に示す地区民協地区(担当地区)内に設置すること。
- 2 「別紙1」の圏域No.2(石井・浮穴・久谷)、圏域No.2(サブセンター浮穴・久谷)、圏域No.3(小野・久米)、圏域No.5(雄郡・新玉)、圏域No.6(味酒・清水)、圏域No.7(垣生・余土)、圏域No.8(生石・味生)、圏域No.10(中島)、圏域No.13(北条)については、表①の松山市が指定した場所とする。ただし、松山市が変更した場合はこの限りでない。

表①

圏域	担当地区	名称	住所 (施設名)
2	石井東・石井西 浮穴・久谷	地域包括支援センター石井・浮穴・久谷	東石井七丁目 3-32
		サブセンター浮穴・久谷	東方町甲 1272-1
3	久米・小野	地域包括支援センター小野・久米	鷹子町 740 鷹子老人福祉センター2階
5	雄郡・新玉	地域包括支援センター雄郡・新玉	千舟町八丁目 128-1
6	清水・味酒	地域包括支援センター味酒・清水	清水町三丁目 15 清水小学校北校舎 1階
7	余土・垣生	地域包括支援センター垣生・余土	保免西四丁目 5-25
8	生石・味生	地域包括支援センター生石・味生	別府町 177-1 味生ふれあいセンター1階
10	中島	地域包括支援センター中島	中島大浦 1626 中島支所 3階
13	浅海・立岩・難波・正岡 北条・河野・栗井	地域包括支援センター北条	河野別府 937-1 北条社会福祉センター1階

- 3 上記1であげられた圏域以外については、次の要件を満たす場所に設置すること。
 - (1) 公共交通機関が利用しやすい等、利便性に配慮されている場所であること。
 - (2) 法人の本体施設及びサービス提供事業所と分離した場所であること。
 - ア 同一建物及び同一敷地内での設置は不可とし、親法人、子法人等が所属する関連の事業所も同一建物及び同一敷地内での設置は不可とする。

第8 事務所の管理

1 事務所等賃借料

「別紙1」の圏域No.2(石井・浮穴・久谷)、圏域No.2(サブセンター浮穴・久谷)、圏域No.5(雄郡・新玉)については、下記の月額を貸主に支払うこと。

- ・圏域No.2(石井・浮穴・久谷)：月額36万円程度
- ・圏域No.2(サブセンター浮穴・久谷)：月額8万円程度
- ・圏域No.5(雄郡・新玉)：月額29万円程度

2 光熱水費

「別紙1」の圏域No.2(石井・浮穴・久谷)、圏域No.3(小野・久米)、圏域No.5(雄郡・新玉)、圏域No.6(味酒・清水)、圏域No.8(生石・味生)、圏域No.10(中島)、圏域No.13(北条)については、面積按分等により決められた使用料を施設管理者に支払うこと。

3 浄化槽の維持管理費

「別紙1」の圏域No.2(サブセンター浮穴・久谷)及び圏域No.7(垣生・余土)については、適正に管理すること。

	圏域No.2 サブセンター浮穴・久谷	圏域No.7 垣生・余土
種類	単独処理浄化槽5人槽 (分離接触曝気方式)	合併処理浄化槽18人槽
法定点検	年1回 5,000円程度	年1回 8,000円程度
保守点検	年4回以上 6,000円程度/回	保守点検(年12回) 清掃(年1回)
清掃	年1回以上 22,000円程度/回	168,000円程度 (保守点検・清掃一括契約の場合)

4 機械警備委託管理費

機械警備機器を設置し、事務所を適正に管理すること。

第9 施設の設備

- 1 本業務を行う上で、必要な広さを有する事務室を設置すること。
- 2 事務室には、簡易な相談に対応可能な受付カウンター等を設置すること。
- 3 相談及び会議室機能を有する専用スペースを設置すること。
- 4 本業務を行う上で必要な数の机、椅子、施錠できる書類保管庫、パソコン、プリンタ、電話及びファックスを設置すること。
- 5 インターネットへの接続が可能な環境を整備すること。また、センター専用で利用できる電子メールアドレスを取得すること。

- 6 施設は、周辺・入口も含め高齢者に配慮した設備を有し、事務室が2階以上の場合にはエレベーターが設置されていること。
- 7 駐車場スペースを適宜確保すること。
- 8 松山市が示す仕様に従い、「別紙2」のとおり看板又は案内板を1つ以上設置すること。
- 9 施設の契約における経費及び開設前に使用した経費は、受託法人の負担とすること。なお「別紙1」の圏域No.3(小野・久米)、圏域No.6(味酒・清水)、圏域No.7(垣生・余土)、圏域No.8(生石・味生)、圏域No.10(中島)については、松山市と別途協議すること。
- 10 設備類に要する経費は、受託法人の負担とすること。なお、松山市は、設備類に係る契約に一切関与しない。なお「別紙1」の圏域No.3(小野・久米)、圏域No.6(味酒・清水)、圏域No.7(垣生・余土)、圏域No.8(生石・味生)、圏域No.10(中島)については、松山市と別途協議すること。

第10 職員体制

職員体制は、次に掲げる資格を有する常勤で専従の職員を「別紙1」のとおり配置すること。なお、職員の配置については、松山市と協議して行うこと。

1 センター長(圏域No.10(中島)を除く)

保健福祉の実務経験が3年以上、かつ管理業務経験を2年以上有する者。なお、指定介護予防支援事業所の管理者を兼務することができる。

2 保健師又はこれに準じる者

- (1) 保健師
- (2) 地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師であって、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する者。なお、当該準ずる者には准看護師は含まない。

3 社会福祉士又はこれに準じる者

- (1) 社会福祉士
- (2) 福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者

4 主任介護支援専門員又はこれに準じる者

- (1) 主任介護支援専門員
- (2) 主任介護支援専門員に準じる者
ア 「介護支援専門員資質向上事業の実施について」(平成18年6月15日老発第0615001号厚生労働省老健局長通知)による廃止前の「ケアマネジメン

トリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」(平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知)に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了した者であって、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者

イ センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事した期間が通算5年以上である者

※育成計画については、様式の定めはないが、次の内容を記載することとし、当該育成計画を策定した際は、市町村に報告すること。

- ・主任介護支援専門員研修の受講予定日
- ・助言を行う主任介護支援専門員(以下「助言担当者」という。)の氏名(助言担当者とイの者が従事するセンターが別である場合は、当該助言担当者が従事するセンターの名称及び所在地)
- ・助言担当者が行う主任介護支援専門員として必要な知識や技術を修得するための支援等の内容(定期的な面談、同行訪問の実施、当該職員が担当するケースに関する検討・振り返り等)
- ・その他センターが必要と認める事業

また、介護支援専門員として従事した期間の換算の際は、専従・兼務、常勤・非常勤等の雇用形態は問わないものとし、当該期間には育児休業、介護休業等の期間を含めても差し支えないこととする。

5 連携調整員(三職種又はこれに準じる者等)

医療機関との連携や相談支援体制を充実させるため、多種多様な相談支援を行い、かつ、相談窓口の中心的役割を担うものとして、三職種(保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員)を配置する。

ただし、三職種の確保が困難である等の事情がある場合は、以下に掲げる者を配置することができる。

- ・5年以上の実務経験のある介護支援専門員
- ・保健福祉に関する相談業務に5年以上従事した経験を有する者であり、保健福祉に関する相談、調整ができる者。ただし、その場合の委託料については、委託料を算定する際、月額で、三職種(三職種に準じる者も含む。)の人件費(松山市が定める額)を20%減額したもので算定することとする。

6 相談員(圏域No.10(中島)に限る)

圏域No.10(中島)は地域の実情に応じた相談員を配置すること。

7 事務員

8 欠員時の補充

上記2～5に規定するいずれかの職員が退職し、又は出産、育児、病気等により30日を超える休暇を取得する場合は、速やかに事前協議書を松山市に提出し、今後の対応を協議すること。また、代替職員を補充し、本業務の実施に支障が生じないように対応すること。

なお、30日を超えて欠員が生じた場合は欠けた期間の日数に応じ、1職種1日あたり14,000円の割合で減額する。

第11 その他

1 事業計画及び実績報告等

- (1) 毎年度当初に、松山市の定める様式により「事業計画書」及び「収支予算書」を提出すること。
- (2) 毎年度業務終了後30日以内に、松山市の定める様式により「事業報告書」、「実績報告書」及び「自己評価票」を提出すること。また、毎年度業務終了後速やかに、松山市の定める様式により「収支決算書」を提出すること(令和9年度については、令和10年3月31日までに提出すること)。その際、平成28年11月29日老振発1129第2号に留意すること。なお、収支決算に契約期間の3年間の事業に係る積立金以外の積立金の計上は認めない。
- (3) 毎月の業務終了後15日以内に、松山市の定める様式により「事業報告書(月次)」を提出すること(令和10年3月分については、令和10年3月31日までに提出すること)。
- (4) 上記のほか、松山市が運営等に係る書類の提出を求めた場合は、その求めに応じること。

2 委託料の請求・支払

包括的支援業務等(指定介護予防支援事業を除く)の実施に係る委託料は、原則として4月、8月、12月の前金払いとする。

3 委託料の精算

上記における請求を行った場合は、毎年書面をもって委託料を精算しなくてはならない。なお、精算した委託料が毎年の限度額を超えることはできない。

精算した金額が限度額を下回った場合は、その精算額をもって委託料とし、概算払いにより、支払われた額から精算額を差し引いた金額を委託者に返還しなければならない。

4 法令等の遵守

センターの運営にあたり、介護保険法ほか関係法令を遵守すること。

5 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

6 再委託の禁止

業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

7 公正・中立性

- (1) 正当な理由なく特定の事業者・団体・個人を有利に扱うことがないように十分配慮すること。
- (2) 高齢者等にサービス提供事業者等の情報を提供する場合は、公正・中立な立場から偏りがないように、「地域包括支援センターの公正・中立性の確保」に基づき行うこと。
- (3) センターの職員は、公共事業を受託しているという自覚のもと、名札、名刺、パンフレット、自動車、バイク等について、市民の誤解を招かないよう、受託法人名や受託法人系列の事業所の名称等を記載しないこと。

8 受託法人の変更

- (1) 受託法人が変更となる場合は、本業務の移行を円滑に行うため、変更前の受託法人と協力して業務全般にわたる引継ぎを令和7年3月末までに行うこと。
- (2) センターは、高齢者等との密接なつながりを持ちながら高齢者や家族等を支えている重要な施設であるため、受託法人が変更となる場合は、変更後の受託法人において、高齢者や地域住民、関係機関等に対して、設置場所、業務の引継ぎ等について十分な説明を行い、理解を得られるよう最大限配慮すること。
- (3) 本業務の引継ぎに必要となる経費は、変更後の受託法人が負担すること。
- (4) 次回契約時に受託法人が変更となる場合は、業務の移行を円滑に行うため、変更後の受託法人と協力して業務全般にわたる引継ぎを、松山市が指示する日までに行うこと。

9 業務責任者

センター業務に係る責任者(以下「業務責任者」という。)を選任し、その氏名、連絡先その他の必要な事項を書面により通知すること。また、通知した事項に変更が生じたときは、速やかに変更した事項を書面により通知すること。なお、本業務に関する指示を行うときは、急を要する場合を除くほか、原則として業務責任者に対して行う。

10 経費の区分

センター業務における指定介護予防支援事業に係る経費とそれ以外の事業に係る経費とを明確に区分すること。なお、共有する部分については、人数按分等にて適切に処理すること。

11 開所前の経費

開所前に行う職員研修等の経費は、受託法人の負担とすること。

12 備品の購入

センター業務における備品を購入する場合は、事前に松山市に「松山市地域包括支援センター運営事業に係る備品購入協議書」を提出すること。

13 協議

本仕様書に定めのない事項を含む疑義については、その都度、松山市と協議して決定する。

募集圏域・職員配置人数・提案限度価格等について

(別紙1)

圏域 No	センター名	地区民協ブロック	地区民協地区	年度	高齢者人口推計(人)	センター長(人)	三職種(人)	連携調整員(人)	相談員(人)	事務員(人)	3年分提案限度価格(円)	各年度提案限度価格(円)
1	湯築・桑原・道後	1ブロック + 3Bブロック	道後 湯築 桑原	令和7年度	18,416	1	13	1		1	273,900,000	91,300,000
				令和8年度	18,507	1	13	1	1	91,300,000		
	サブセンター-湯山・五明・伊台		湯山・五明・伊台	令和9年度	18,600	1	13	1	1	91,300,000		
2	石井・浮穴 久谷	2ブロック	石井東 石井西	令和7年度	21,628	1	15	1		1	303,000,000	101,000,000
				令和8年度	21,718	1	15	1	1	101,000,000		
	サブセンター-浮穴・久谷		浮穴・久谷	令和9年度	21,809	1	15	1	1	101,000,000		
3	小野・久米	2ブロック	久米 小野	令和7年度	13,297	1	9	1		1	189,000,000	63,000,000
				令和8年度	13,398	1	9	1	1	63,000,000		
				令和9年度	13,500	1	9	1	1	63,000,000		
4	東・拓南	3Aブロック	番町・八坂 東雲・素鷲	令和7年度	10,817	1	8	1		1	181,500,000	60,500,000
				令和8年度	10,851	1	8	1	1	60,500,000		
				令和9年度	10,886	1	8	1	1	60,500,000		
5	雄郡・新玉	4ブロック	雄郡 新玉	令和7年度	11,361	1	8	1		1	181,800,000	60,600,000
				令和8年度	11,506	1	8	1	1	60,600,000		
				令和9年度	11,653	1	8	1	1	60,600,000		
6	味酒・清水	4ブロック	清水 味酒	令和7年度	11,599	1	8	1		1	173,600,000	57,800,000
				令和8年度	11,747	1	8	1	1	57,900,000		
				令和9年度	11,897	1	8	1	1	57,900,000		
7	垣生・余土	5ブロック	余土 垣生	令和7年度	9,156	1	7	1		1	156,000,000	52,000,000
				令和8年度	9,238	1	7	1	1	52,000,000		
				令和9年度	9,322	1	7	1	1	52,000,000		
8	生石・味生	5ブロック	生石 味生	令和7年度	12,212	1	9	1		1	187,800,000	62,600,000
				令和8年度	12,322	1	9	1	1	62,600,000		
				令和9年度	12,433	1	9	1	1	62,600,000		

募集圏域・職員配置人数・提案限度価格等について

(別紙1)

圏域 No	センター名	地区民協ブロック	地区民協地区	年度	高齢者人口推計(人)	センター長(人)	三職種(人)	連携調整員(人)	相談員(人)	事務員(人)	3年分提案限度価格(円)	各年度提案限度価格(円)
9	三津浜	6ブロック	宮前 三津浜 高浜 興居島	令和7年度	9,879	1	7	1		1	163,800,000	54,600,000
				令和8年度	9,874	1	7	1		1		54,600,000
				令和9年度	9,871	1	7	1		1		54,600,000
10	中島	6ブロック	中島	令和7年度	2,080		2	1	1		71,700,000	23,900,000
				令和8年度	2,015		2	1	1			23,900,000
				令和9年度	1,952		2	1	1			23,900,000
11	潮見・久枝	7ブロック	久枝 潮見	令和7年度	8,144	1	6	1		1	147,000,000	49,000,000
				令和8年度	8,242	1	6	1		1		49,000,000
				令和9年度	8,340	1	6	1		1		49,000,000
12	和気・堀江	7ブロック	和気 堀江	令和7年度	7,429	1	6	1		1	145,800,000	48,600,000
				令和8年度	7,481	1	6	1		1		48,600,000
				令和9年度	7,533	1	6	1		1		48,600,000
13	北条	8ブロック	浅海・立岩 難波・正岡 北条・河野 粟井	令和7年度	9,460	1	7	1		1	156,600,000	52,200,000
				令和8年度	9,458	1	7	1		1		52,200,000
				令和9年度	9,457	1	7	1		1		52,200,000
											2,331,500,000	

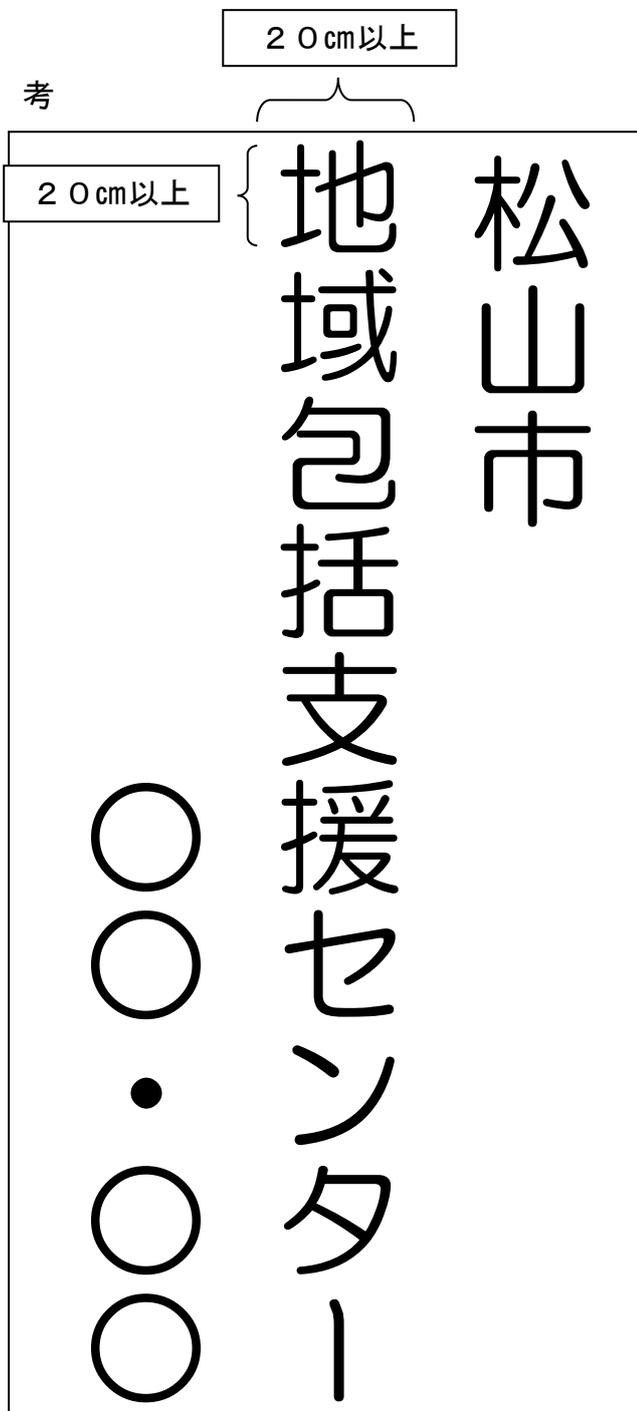
※ 提案限度価格は、消費税及び地方消費税を含む。

看板等の仕様（令和7年度～令和9年度）

- 看板等の形状・寸法
特に指定なし
- 看板等の色
特に指定なし
※文字色と背景色が同系色
とならないこと
- 文字の寸法
一文字
縦 20cm以上
横 20cm以上
※松山市が認めた場合は
この限りでない
- その他
縦書き横書きは問わない

利用者が一目でわかるよう
大きさと設置場所を配慮す
ること

参 考



別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による事務を処理するに当たっては、個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報を含む。以下同じ。）保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）を始めとする関係法令に従い、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

(管理体制等の事前通知)

第3 乙は、この契約による事務の責任者及び当該事務に従事する者を明確にし、その管理体制、実施体制及び個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について、甲に、あらかじめ、通知するものとする。なお、変更する場合も、同様とする。

(従事者への周知)

第4 乙は、この契約による事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報保護法又は番号法の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(従事者への監督及び教育)

第5 乙は、この契約による事務に従事する者に対し、個人情報の適正な取扱いについて監督及び教育を行わなければならない。

(収集の制限)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(使用等の禁止)

第7 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全確保の措置)

第8 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の安全確保の措置を講じなければならない。

(持ち出しの禁止)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために必要な範囲を超えて、乙がこの契約による事務に係る個人情報を取り扱っている事業所その他の場所から個人情報を持ち出してはならない。

(複写等の禁止)

第10 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から引渡しを受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第11 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引渡しを受け、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示した方法により処理するもの

とする。

(報告義務)

第12 乙は、甲に対し、この契約の遵守状況について甲が指示する頻度で定期的に報告しなければならない。

(事故報告義務)

第13 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

(取扱要領等の作成)

第14 乙は、個人情報の適正な管理の確保を図るため、個人情報の取扱いに関する要領等を作成し、甲に報告しなければならない。ただし、甲が必要でないとした場合は、この限りでない。

(実地検査)

第15 甲は、この契約の遵守状況を確認するために必要な範囲内において、乙における事務の管理体制、実施体制及び個人情報の管理の状況を年1回以上、原則として実地検査により確認するものとし、乙はこれに協力しなければならない。

(勧告)

第16 甲は、乙のこの契約による事務に係る個人情報の取扱いが不相当と認めるときは、乙に対し、必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

(再委託の制限)

第17 乙は、この契約による事務における個人情報の処理を自ら行うものとし、やむを得ず第三者(委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。))を含む。以下同じ。)に再委託するときは、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。

2 乙は、甲の承諾によりこの契約による事務における個人情報の処理を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を当該第三者にも遵守させるものとし、乙はそのために必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 乙が甲の承諾によりこの契約による事務における個人情報の処理を再委託した場合において、甲は、乙を通じて又は甲自らが再委託先に対し、第15に規定する措置を実施するものとし、再委託先はこれに協力しなければならない。

4 甲又は乙は、再委託先のこの契約による事務における個人情報の取扱いが不相当と認めるときは、再委託先に対し、必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

5 前4項の規定は、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第18 甲は、乙が本特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第19 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(注) 1 甲は松山市を、乙は受託法人をいう。